

令和元年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年9月5日(木)

議事日程(第3号)

令和元年9月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
綿引誠二	総務部長	武藤範幸	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
根本勝則	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	磯野初郎	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	塩原正己	総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之 事務局長 鴨志田智宏 次長兼議事係長

午前10時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○成井小太郎議長 初めに、市長から昨日の高木議員の一般質問に対し、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。市長。

○大久保太一市長 ただいま議長からお話がありましたように、昨日高木議員さんのJT跡地の利用に関し、そしてまた、埋蔵文化財に関するご質問の中で、私の答弁で、従来から行っております宅地開発事業を中止をしたかのごとき受け取り方をされるような説明になりまして、皆さんにご心配をおかけをいたしました。

改めまして、説明をさせていただきます。

ただいま埋蔵文化財の発掘調査、その結果については、専門家を入れまして確認をした上で、さらなる追加の埋蔵文化財の発掘調査が必要なのかどうか、その必要性も含め、宅地開発事業について内容を見直す必要もあるというふうに考えております。宅地開発事業を取りやめにしたわけでもありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

---

○成井小太郎議長 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。6番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、エシカル消費についてでございます。

新時代の消費者のあり方としてのエシカル消費、つまり倫理的消費についてお伺いをいたします。

初めに、エシカル消費の認識についてお伺いをいたします。

政府は、このほど消費者庁が2017年から徳島県に開設していた新未来創造オフィスを拡充し、来年の2020年から新未来創造戦略本部として消費者行政の研究などを進める常設拠点すると発表いたしました。

消費者庁と徳島県が連携し、地方から新時代の消費者像の構築を期待したいと思います。中央省庁である消費者庁の基幹となる部局が地方に置かれる意義も大きいとの声も聞きます。これは、これまで積極的に消費者教育などに取り組んできた徳島県の貢献が評価されているようであります。

さて、大量生産、大量消費から省エネ社会へ、さらに、地球環境保護の時代へと変わりつつある現在、新しい消費者意識を喚起し、広めることは、世界的要請となってきました。

現在、新時代の消費者のあり方として注目されているのが、エシカル消費、つまり倫理的消費であります。エシカル消費とは、「環境」「人と社会」「地域」のためになるかどうかを考えながら、商品やサービスを選択することです。

例えば、環境への配慮なら、自然エネルギーを活用したり、エコマークつきの商品や有機農産物を選ぶ。人と社会への配慮なら、障害のある人が作ったものや途上国から適正価格で継続的に輸入されたもの、つまりフェアトレード商品を買う。地域への配慮では、地産地消を心がける。こうしたことを日常生活の中で実践することです。

これによって、地球環境破壊や不当な労働搾取が潜んでいる商品が排除され、経済活動のゆがみを是正につなげることができます。まさに、商品を通じた世界との対話ではないでしょうか。

また、エシカル消費は、国連が2030年の達成を目指し進めている持続可能な開発目標SDGsの活動にも合致しております。SDGsの12番目の目標、「作る責任、使う責任」では、キーワードとして、持続可能な生産と消費が挙げられております。

SDGsの達成のためにも、新時代の消費者像を提示することは喫緊の課題の1つであると思えます。

そこで、エシカル消費の認識についてお伺いをいたします。

次に、エシカル消費を喚起し、広める施策の展開についての現状とこれからの対策についてのご所見をお伺いいたします。

(2)として、小中学校における消費者教育についてお伺いいたします。

小中学校においては、以前より消費者教育が行われております。そこで、消費者教育の現状についてお伺いをしたいと思います。

次に、エシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入するかについてご所見をお伺いいたします。

徳島県と消費者庁は、今年12月にエシカル甲子園2019を徳島市内で開催いたします。全国の高校生がエシカル消費について発表する場です。高校のエシカル消費の取り組みとしては、エシカル消費リーディングスクールの指定が3校あり、エシカルクラブ設置が28校とまだまだ少ない状況ですが、エシカル消費の普及はこれから広がっていくと考えられます。

エシカル消費の普及が広まる中、消費者教育を指導する立場の小中学校の先生がエシカル消費をすることで、グローバルにつながり、世界の人々の人権を守り、貧困から救い、幸せを届け、地球環境も守ることができるエシカル消費の考え方を十分に理解して教育するのとならないのでは、児童生徒の理解の違いは大きく変わってくると思えます。

このエシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入することについてのご所見をお伺いをいたします。

次に、食品ロスについてお伺いをいたします。

食品ロス対策の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

まだ食べられる状態の食べ物が捨てられる食品ロス。その削減に向けた取り組みを強めるべきと考えております。消費者庁の統計を見ると、27年度の食品ロスが推計で646万トンに上っております。これは、この数字は、国連世界食糧計画による食糧援助量の約320万トンの2倍になります。見過ごせない点は、日本の食品ロスの半数は家庭から出たものであります。しかも、増えているのが現状であります。

消費者に向けた取り組みをどう強化するのか。食品ロス削減を一層進めるには、この点に知恵を絞る必要があることは明らかであります。

本市の食品ロス対策の現状をお伺いいたします。

次に、「食品ロス削減の推進に関する法律」、以下「食品ロス削減推進法」と言います。について概要をお伺いします。

本年5月24日には、「食品ロス削減推進法」、これは議員立法で成立いたしました。この法律では、食品ロスの問題が国連の持続可能な開発目標SDGsで言及されるなど、国際的な重要課題で、食料の多くを輸入に依存している日本として、真摯に取り組むべき課題であることを明確にしております。その上で、食品ロスの削減を、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定義、そして、無駄になる食品を減らすことを目指し、国や自治体、事業者、消費者などの多様な主体が連携して、国民運動として推進するために制定すると宣言をしております。この法律によって、食品ロスへの取り組みが加速することを念願するものでございます。

そこで、この推進法の概要についてお伺いをいたします。

続きまして、未利用食品等を提供するための活動の支援の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

家庭で余っている食べ物、お中元やお歳暮でいただいたものの「家では食べないよね」という物、安売りやまとめ買いで買い過ぎてしまった物。備蓄していたが使わなかった物。冠婚葬祭でいただいた茶葉や菓子、海外旅行のお土産でいただいた物など、そのような食料を捨てないで持ち寄り、食べ物に困っている人や福祉施設などに寄附する取り組みを「フードドライブ」と言いますけれども、私は、この食品ロスに関する質問を平成28年6月にもさせていただきました。そのときの質問内容に、未利用食品等を提供するための活動の支援として、フードバンクへの支援、フードドライブについて取り決めをお願いをいたしました。

本市の未利用食品等を提供するための活動、フードドライブの支援の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

大きな3番といたしまして、災害対策について、次、伺います。

地区防災計画についてでございます。

本市の地区防災計画に関しての取り組み状況についてお伺いをいたします。

防災計画には、従来から国の防災基本計画があり、自治体が立てる地域防災計画などがあります。それに加え、町会、自治会、マンションやマンションの管理組合など、地域のコミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が平成25年の「災害対策基本法」の改正で創設されました。

これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度であります。災害発生時には、自治体や消防の工事は当然行われますが、より減災に大きな役割を担うのは「自助や共助」であります。

この視点に立てば、市区町村単位よりも小さな地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性が出てきます。この地区防災計画を立てる単位は、先ほど言いました町会、自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることが出来ます。

現在、本市では、地区防災計画に関して、どのような取り組みが具体的に行われているのかお伺いをいたします。

続きまして、地区防災計画の制度の普及・啓発活動について現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

この地区防災計画の全国的策定状況は増えてはきているものの、まだ少ないようであります。本市では、町会単位で自主防災組織がありますが、町会が地区防災計画の作成主体になることは、人的な問題等から難しいのではないかと思います。

そこで、今、本市で設立を進めております新たなコミュニティ単位での策定を進めてはどうかと考えます。このコミュニティ単位での計画の推進とあわせて、本市における地区防災計画の制度の普及・啓発活動の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

続きまして、本市の地域防災計画に地区防災計画を規定することに対するご所見をお伺いいたします。

地域の実情に合わせたこの地区防災計画は、本市の地域防災計画に位置づけ公助の仕組みと連動させることで実効性が高まってくると思います。災害対策基本法の中には、各自治体の地域防災計画に地区防災計画を規定する方法としての条文がありますが、規定することに対するご所見をお伺いいたします。

最後に、大きな4番として、市営霊園についてお伺いをいたします。

市営霊園の管理についてお伺いをいたします。

本市の各霊園の管理料と管理方法の現状についてお伺いをいたします。

古くから山間部に墓地を所有していた人が高齢でお墓参りに行けないので、霊園を求める人が徐々に増えておるようです。そこで、本市の霊園の管理についてお伺いをいたします。

本市の霊園は、太田、金砂郷、水府、里美地区において、区画ごとに統一された管理料にはなっておりません。また、管理方法も瑞竜霊園は市が直接管理を行っておりますが、そのほかの霊園は霊園使用者による管理組合によって管理を行っております。

そこで、本市の各霊園の管理料と管理方法の現状をお伺いいたします。

続きまして、市で統一して各霊園の管理することについての課題についてお伺いをいたします。

霊園使用者による管理組合の中には、墓地所有者が地元に住居しておらず、墓地だけある世帯、高齢で清掃作業等の管理業務に参加できない世帯など、組合の運営維持が難しく、組合を解散して市に管理をお願いしてもらいたい組合もあるようでございます。

瑞竜霊園以外の霊園でも、市が直接管理する方法での検討を始めてもよいのではないかと考えておりますが、その方向性と課題についてお伺いをいたします。

以上4点の質問をいたしました。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 市民生活部に係る3点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、エシカル消費についてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまでエシカル消費を認識して施策を展開してきたわけではございませんが、地産地消の推進やエコ住宅機器設置補助事業、地域におけるリサイクル活動促進などの各種施策につきましては、結果として、エシカル消費の拡大に資するものであると考えておるところでございます。

今後は、これらの施策を継続してまいりますとともに、このエシカル消費を市民にどのように周知を図っていくか、先進事例等を調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、食品ロス対策の現状と今後の対応についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の食品ロス対策の本市の現状についてでございますが、国や茨城県からの通知等に基づき、食品ロス削減や宴会等で食べ残しを減らす3010運動の広報やPRを行っております。

また、昨年度策定いたしました第3次常陸太田市環境基本計画におきましても、市民や事業者の方が日常生活や社会経済活動において、自発的に取り組むことができるよう食品ロスを削減するための具体的行動を定めるとともに、環境基本計画の概要版を各家庭に配布し、食品ロス削減を推進しているところでございます。

さらに、学校教育におきましても、環境教育を通し、食品に対する感謝の気持ちを育むことや食べ残しの削減を目的とした指導を行っております。

2点目の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の概要についてでございますが、まだ食べることができる食品が廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状から、国、地方公共団体、事業者、消費者等がそれぞれの立場において、主体的にこの活動に取り組み、社会全体として対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、食品ロスの削減を推進するための法律でございます。

その内容としまして、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割と関係者相互の連携協力を図ること、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月を食品ロス月間として定めること、政府は食品ロスの削減に関する基本方針を策定し、都道府県、市町村はその基本方針を踏まえて、食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならない旨が盛り込まれてお

ります。

また、基本的施策といたしまして、消費者や事業者等に対する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及、食品ロスの削減に顕著な功績のある者への表彰、食品ロスの削減についての実態調査、食品ロスの削減方法について、先進的な取り組み等の情報の収集及び提供、未利用食品等を提供するためのフードバンク活動支援などが定められております。なお、この法律は5月に公布され、10月施行予定でございますので、今後、国や県の動向を注視しながら適切な対応をまいります。

続きまして、市営霊園の管理についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の市営霊園の管理料と管理方法の現状でございますが、現在市営霊園は17カ所ございまして、管理方法につきましては、議員ご発言のとおり、市が直接維持管理を行う方法と共同墓地と同様に、霊園使用者により管理組合を設置し、市がその管理組合に草刈り、清掃などの維持管理業務を委託する方法の二通りございます。

管理料につきましては、最も高いところで年額6,480円、最も安いところで年額1,750円となっており、区画面積のほか、直接管理か管理組合による管理かによって異なっております。平均的な区画面積である10平方メートルの区画と比較いたしますと、市が直接管理を行っている霊園では年額5,400円ですが、管理組合が管理している霊園では年額1,750円と安くなっております。

2点目の、市側で統一して各霊園の管理をすることの課題についてでございますが、市が統一して管理する場合、維持管理にかかる経費相当分を管理料として徴収するため、これまでより管理料が増加することが一番の課題でございます。

維持管理業務を委託しております一部の管理組合では、少子・高齢化の影響等で管理運営が困難との相談がございますことから、そのような管理組合に対しましては、組合の状況を把握し、調整してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 エシカル消費について、小中学校における消費者教育について、2つの質問にお答えいたします。

まず、学習指導要領における消費者教育の現状についてお答えいたします。

消費者教育とは、経済の仕組みが変化していくこれからの社会において、児童生徒が自ら進んで知識の習得や情報の収集を行い、考え、行動できる。つまり、自立した消費者になるためのものです。小中学校においては、現行学習指導要領で主体的に生きる消費者を育むなどの視点から、消費者教育の充実が示され、主に社会科、家庭科で取り組んでおります。

具体的な例を挙げますと、小学校では、社会科において、地域の社会生活を営む上での大切な法や決まりについて、また、家庭科においては、金銭の使い方や身近な物の選び方、買い方などの消費者教育を行っております。

さらに、中学校では、社会科の公民分野において、金銭や契約、消費者行政などについて、ま

た、技術家庭の家庭分野においては、消費者の権利や環境に配慮した消費生活などの消費者教育を行っております。

次に、エシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入することについて所見を述べたいと思います。

小学校においては、来年度、令和2年4月より、中学校においては、令和3年4月より実施される新学習指導要領において、持続可能な社会の作り手となることが求められております。このことから、教師がE S D、持続可能な開発のための教育やS D G s、持続可能な開発目標の実現につながるエシカル消費、よりよい社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動の考え方について再確認し、指導に取り入れ、児童生徒が自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫できるようにするために、消費者教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 食品ロスについての3点目の未利用食品等を提供するための活動の支援の現状と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

未利用食品等を提供する活動として、フードバンクやフードドライブといったものがございますが、フードドライブはストック機能を持たず、リサイクルキャラバンなど各家庭で余った食品等を持ち寄り、それを必要とする方にフードバンクなどを通じて寄附する活動でございまして、フードバンクは家庭や企業などから食品等の寄附を受けてストックし、これを必要とする家庭や施設などに無償で提供するまでの一連の活動全般となっております。

この活動は、生活に困っている人の支援につながり、寄附する側では、廃棄コストの削減となり、行政等におきましては、備蓄食料等を入れかえる際、廃棄をせず支援に回せば、食品廃棄物の抑制を図れるとともに、可燃ごみ焼却量の削減にもつながります。

活動の現状といたしましては、食品関連企業や一般家庭等から寄附された食品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等への配布が行われており、本市におきましても、社会福祉協議会とNPO法人フードバンク茨城が平成29年5月19日に確約書を結び、活動への協力を行っているところでございます。

現在、食品の収集箱、「きずなボックス」と申しますけれども、こちらのほうを市総合福祉会館正面入り口付近に設置しまして、一般家庭から未利用、食品の寄附をいただき、寄附された食品はフードバンク茨城に回収され、フードバンク茨城と連携している自治体や社会福祉協議会などを通じ、生活困窮者や児童養護施設などの福祉施設に無償で提供されております。

なお、本市の「きずなボックス」で、平成30年度に寄附された食品は285.7キログラムでございました。寄附いただく食品につきましては、品質に問題のない食品で、賞味期限が2カ月以上残っており、すぐ食べることのできる米、乾麺、缶詰やレトルト食品が重宝されますが、必要な食品が計画的に集まるわけではなく、県内におきましては、カスミグループ、JA、生協、茨城いすゞ自動車等も協力企業となっておりますが、提供の依頼が増加しつつあり、集める活動と配る活動の双方のバランスの確保が課題となっているところでございます。

本市では、現在、市社会福祉協議会のホームページや年4回発行の市社会福祉協議会の広報紙「おたの福祉」やイベント開始時のチラシ掲載等を行っておりますが、今後は市広報紙等への掲載など、活動のさらなる周知啓発に努めますとともに、市役所本庁、各支所等への「きずなボックス」の設置につきまして、フードバンク茨城と協議を行い、検討してまいります。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 災害対策における地区防災計画について3点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の本市の地区防災計画に関しての取り組み状況でございますが、本市におきましては、平成23年度までに市内124の全町会におきまして、自主防災会が設立されている状況でございます。

本市の自主防災会は、町会単位で組織されておりますことから、地域の実情に精通しておりますので、災害時には迅速に対応することが可能となっております。

東日本大震災の際にも、自主防災会が中心となりまして、自主的に避難所を開設するなどきめ細やかな対応をとることができているところでございます。

なお、現在は、各自主防災会が防災訓練や機材の点検、防災に関する講座等に積極的に取り組んでおります。昨年度は124町会のうち、半数を超える66の町会が防災訓練を実施いたしまして、さらには、18の自主防災会におきましては、防災関係の講座を受講しているところでございます。

議員ご質問の地区防災計画の策定の取り組みでございますが、組織設立の際に、規約のほか、組織体制や業務分担などが定められたところではございますが、現時点で、地区防災計画の策定に取り組んでいる自主防災会はない状況でございます。

その背景といたしましては、当市の自主防災会は町会単位という小さな組織でございますが、議員ご発言のとおり、計画策定を担う人材の確保などの課題があるものと考えてございます。

2点目の地区防災計画の制度の普及、啓発活動についての現状と今後の取り組みでございますが、地域住民の方々が自らの地域の防災計画を策定することは、災害発生時における自助と共助の活動を進める上で重要なことと認識してございます。

そのため、現時点におきましては、自主防災リーダー研修会の開催や防災訓練の支援、防災士資格取得への補助などに取り組むことにより、自主防災会の組織強化とリーダー養成に重点的に取り組んでいるところでございまして、今後、各自主防災会の現状を考慮の上、地区防災計画の策定の推進について検討をしてまいりたいと考えております。

また、コミュニティ単位での地区防災計画の策定につきましても、構成する自主防災会の状況も踏まえた上で、あわせて検討してまいりたいと考えております。

3点目の本市の地域防災計画に、地区防災計画を規定することに対する所見とのことでございますが、本市の地域防災計画には災害対策基本法に基づき、自主防災組織などから防災会議に提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を規定することができる旨を規定しているところでございます。

地区防災計画を、市地域防災計画に位置づけることは、市が地区固有の災害の種類や災害時の地区の動きを事前に把握することができること。さらには、災害時における「自助、共助、公助」の連携強化につなげることができることなどから、地区防災計画の策定の動きがございましたらば、策定の支援に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

初めに、エシカル消費についてお伺いをさせていただきます。エシカル消費、真新しい言葉だったなという方もいらっしゃるかと思うんですけど、結構、前から話があったということで、私も再認識をいたしまして、2010年ごろから、このエシカルという言葉が徐々に使われ始めたということがございます。

これが東日本大震災以降、社会貢献の意識が日本中で強くなりまして、2015年10月には、かなりの、いわゆるグーグルのアクセス数ですけど、これが増えてきたというような話を聞いております。

今、世界で、20世紀初めは、15億人だった人口が現在約77億まで増加いたしました。私たち人類は、今、人新世という時代を生きていると言われております。人新世とは、人類が地球の生態系や気候に大きな影響を及ぼすようになった近年の地質学的な時代をあらわしていると言います。果たして、人類は、地球は持続可能なのかと誰もが不安を抱く時代でございます。地球は無限であり、経済も永久的に成長できると信じていた時代は完全に終わりました。

これからは、地球は有限であり、経済成長が全てではなく、共生、共存、シェア、リタの概念を持たなければ持続可能ではないということが明らかになってきております。この新しいパラダイムを作る1つの有効な考え方がエシカルということがございます。

この背景といたしまして、若干長くなりますけれども、お時間いただきまして述べたいと思います。

世界では、深刻な環境破壊や地球温暖化、賃金の安い途上国での労働搾取や児童労働などの問題が起こっております。例えば、カカオ豆やコーヒー、パーム油、コットンなどの生産現場では深刻な状況であります。原因の1つは、資本主義社会に見られるグローバル経済の席卷でございます。生産コストを大幅に下げて、安い商品を大量に売るビジネスモデルの拡大によって、そのしわ寄せが環境の破壊や途上国での搾取につながっております。法に触れないからと言って、利益のみを追求する企業が環境を破壊し、途上国で労働搾取することが果たして正しいことなのかどうか。大量生産されたものが安価でいつでも捨てることができるからと言って、消費者である私たちは購入しては廃棄するというサイクルを続けてもよいのかという疑問がございます。

そこで、労働搾取という面もありますけれども、私も、質問の中で、この中でフェアトレードという言葉を使いました。このフェアトレードについて、ちょっと若干ご教示いただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みであり、フェアトレードにより生産された製品には、フェアトレード認証のラベルが張られており、この製品を購入することもエシカル消費の1つでございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 私は、このフェアトレード、非常にエシカル消費の中でも、キーワードだなというふうに思っております。ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけども、ラナプラザの悲劇というのがございました。2013年の4月に、バングラデッシュで、8階建てのラナプラザ縫製工場の崩壊の事故で、約1,130名の方が亡くなりました。亡くなった方は18歳から20歳の若い女性であります。

この工場では、欧米で販売されている人気のファストファッションのブランドの服が作られていまして、従業員が4,000人いまして、その約8割が今言った18歳から20歳の女性でありました。見習い時給が12セントという低賃金で、1日13・4時間働かされたと報告されております。

不法に建て増しされた5階から上がミシンなどの振動によって崩壊した事故は、欧米のニュースで連日取り上げて、ファストファッションの裏側を知ることになったと、多くの消費者が大きなショックを受けたという報道があったそうであります。

ほとんど、この4,000人のうち1,130人がこの18歳から20歳の若い女性であった。労働搾取されて、そのうち命を奪われてしまった。低賃金で働かされて、そういった形で作られた商品。これは果たして我々が買う気になるかどうか。安ければいいんだというそういう考え方ではなくて、やはり商品のその背景まで知った消費、これがエシカル消費、フェアトレードにつながっていく。そういったことだと思います。

そういった意味で、このエシカル消費、消費の喚起を市として進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、食品ロスについてであります。

ちょっと資料があちこちしまして済みません。食品ロスでございますけれども、今社協で進めているということで、茨城フードバンクで提携して進められているということで、始まったばかりということで、量的なものとしてグラム数で表現されましたけれども、お聞きしましたら、数量がわかんないという、グラム数しかわからないということで、何キロということだそうでございますけれども、まだまだ少ない状況であるかと思っております。やはり、市民自体がそういったものがあるという、「きずなボックス」というのがあること自体がなかなか理解できていないのではないかなと思っております。

これから、支所とか本庁にも置く予定で計画されるということでありますので、しっかりこうアピールしていただいて、特に、社協等は民生委員さんなんかとの会合とか、いろんな会合等が

開かれておりますので、そういったところで、若干1・2分お時間をいただいて、その「きずなボックス」のアピールをしながら、どんどん口コミで。紙媒体というのは、なかなか広がり難いかと思っておりますので、口コミでどんどん広げていただきたいなと思っております。

食品ロスについては、以上でございます。

続きまして、地区防災計画についてございまして、本市では、まだ取り組みが具体的にはされていないということでありまして、また、その単位も非常にどういう単位で進めるかということもまだまだ決まっていないかと思っております。

そこで、私、お聞きしたんですけれども、水戸などでは、全地域でこの完了済んだと、地区防災計画をされたということで、全国的にも非常に注目されているところであるそうですけれども、その状況などは把握されているかどうかお伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

水戸市におきましては、小学校区単位で地域コミュニティが結成されておりまして、その34全ての地域コミュニティにおきまして地区防災計画が作成されている状況でございます。

また、この計画の策定に当たりましては、共通のひな形を作成した上で、地区ごとに説明会を開催して、地区ごとの災害リスク等を把握した上で、計画を作成し、毎年状況の変化に応じて見直しを行っているというふうに伺っております。

なお、水戸市の防災会議のほうには、随時その状況等を報告しているということでございますが、水戸市の地域防災計画への規定はされていないという状況でございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

全て終了を水戸がされているということでございます。小学校単位ということで、34小学校単位で作られている、結構範囲が広がっているのかなと思います。

その辺が本市でも広める単位として、今後考えていく部分なのかなと思いますので、ぜひ新たな地域コミュニティ単位、または、また別な方法を考えていただけて進めていただきたいなと希望いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、市営霊園についてでございますけれども、管理組合でなかなかこの運営が、組織自体も進まなくなったという方、そういった管理組合に対して、やはり、こう寄り添って、意に沿うように、その対策を進めていただきたいなと要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○成井小太郎議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

消費税の税率10%への引き上げまであと3週間余となりました。政府は、新聞の全面広告を使って、増税実施に向けた宣伝を行っていますが、国民の不安と懸念は全く払拭されておりません。多くの国民は、増税を容認したのでも賛成しているのでもありません。

2日の本会議で、大久保市長の挨拶の中にもありましたが、経済情勢は8月上旬に発表された今年4月から6月期の国内総生産が低い伸びにとどまったことなどにも示されているように、いよいよ悪化が鮮明です。米中貿易紛争の激化で国際経済の先行きも不透明です。

こうした中での、消費税の増税は、世界経済にとっても、日本経済にとっても無謀です。日本経済を守るためにも、増税はやめるべきです。大企業や富裕層に応分の負担を求め、税金の使い方を換えれば、消費税を増税しなくても社会保障など暮らしのための財源を十分に作れます。直ちに国会を開いて、消費税増税について議論をすべきではないかと、このことを訴えたいと思います。

最初に、東海第二原発の再稼働問題について質問いたします。

日本原子力発電の村松衛社長は、今年2月、2038年までの運転延長が認められた東海第二原発の再稼働を目指す方針を大井川和彦知事と山田修村長に伝えました。

大井川知事は、安全対策に関する県の検証が途中であることから不快感を示したとの報道がありました。東海第二原発をめぐるのは、昨年11月までに3つの審査が終わり、20年の運転延長を認め、原電は再稼働に必要な防潮堤などの工事を2021年3月に完了予定としております。

6月28日、日本原電は再稼働に向けた防潮堤整備のため、土木建築室を発電所内に設置したと発表いたしました。基礎工事などの本格工事を目指すものなのかもしれませんが、着工期間は未定としております。

一方で、7月2日には、市民団体から、市長が東海第二原発再稼働反対の意思を表明してください。この署名、1,347筆が提出されまして、この団体の署名提出は2回目で、累計で4,270筆となります。

また、市民団体から再稼働に反対してほしいとの要請行動も行われておりますが、いずれも総務部長、担当課長などの対応で、市長が欠席されていることは残念です。

(1) 安全協定について伺います。

新協定には、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の6市村が入り、第6条の実質的事前了解、これについて、私への一般質問の答弁、これは平成30年6月議会ですけれども、市長が協定により事前協議を求める権利を6市村、それぞれが確保した。実質的に、6市村のうち、1つの自治体でも意見がある場合には協議は継続されるということになり、6市村全てが同意しない限り、稼働には至らないものと認識していると、このようなご答弁をされております。

ところが、昨年2018年11月に、原子力規制委員会の安全審査に合格した際に、原電の副社長が拒否権という言葉はない。解釈の違いは不思議と発言をされておまして、その後、社長がその発言を謝罪し、撤回する意向を示しましたけれども、拒否権については、協定の解釈の確認書が公表されており、それに尽きると答えるにとどめております。

そこで、私は改めて、この実質的事前了解とはと、この問題について協議をされ、6市村の全ての同意がなければ再稼働しないと、新安全協定に明記することについて強く求めたいと思いますが、伺いたいと思います。

(2) 市民アンケートについてです。

前回6月議会で、市長は広域避難計画に対して、3月に行った東海第二原発の事故を想定した避難訓練後、避難時の移動手段や予定する避難先などについて、住民の意向を把握する必要があるため、市民アンケートを行っていききたいと、このようなご答弁がありました。

そのとき、私は再稼働についても、広く市民の声を聞くべきではないのですかと質問をしたかったのですが、時間の都合上、議論ができませんでした。今回、市民アンケートを実施するための補正予算で、輸送代など98万3,000円の予算措置がされておりますけれども、そこで2点伺います。

1つは、市民アンケートの目的、意義について。

2つ目に、市民アンケートの内容、スケジュールについて伺います。

2番目に、国民健康保険税の軽減について伺います。

国民健康保険税が生活実態に沿わず、無理をしなければ払いきれない現状の中、生活実態に沿って、誰もが無理なく払える額まで引き下げていくことについて質問いたします。

そもそも、国民健康保険は、「国民健康保険法」第1条によって、本来、社会保障の役割を果たさなければならないものです。それは、国民健康保険第5章によって、財源の面からも裏づけされなければならないものと私は捉えております。すなわち、本来、国県の負担金や補助金、市の一般会計からの繰出金を主な財源とする制度であるべきで、加入者が払う保険税という名の自己負担、自己責任に過度に寄りかかることなど、決してあってはならないと思います。

私は、加入世帯の収入から見て、国保税が著しく高くなってしまうのは、その賦課の仕組みにも問題があると思っております。保険税が、所得割、資産割、均等割、平等割と、この4つの賦課額の合計で決まるという独特の仕組みがあるからです。所得に関係なく、家族の数が増えた分だけ増えていく均等割、世帯ごとに一律の額が賦課される平等割、資産に応じて賦課される資産割で、これらの賦課は、中小企業で働く人たちが加入する協会けんぽ、公務員の共済健保にはありません。全国の知事会が国に要望している協会けんぽの保険料並みに引き下げるための1兆円の公費負担を増やすことに、日本共産党も賛成であり、均等割、平等割の廃止を求めています。

そこで、国保税の軽減について伺います。

(1) 国民健康保険について。

①昨年、国保の都道府県化をスタートし、2年目に入っております。次年度の国保税率、また、金額について伺います。この金額というのは、平等割、均等割の額についてです。

2点目、子どもの均等割負担軽減について伺います。

均等割は、子どもが生まれて、家族が増えていけば、それだけ増えていく。まさに子育て支援にも逆行するものです。まず、子どもの均等割をなくせば、減免すれば、子育て世代の保険税を引き下げることができます。国民健康保険に加入している市内の子どもさんは、2月21日現在ですが、835人、1人当たりの均等割額1万7,000円、この内訳が医療保険分の1万3,600円と後期高齢者支援金分の3,400円、あわせて1人当たりの均等割額が赤ちゃんから国保加入者全員が1万7,000円お支払いするということになっております。

ですから、私が求める均等割額、これ全額で1,419万5,000円となるわけですが、この均等割の、例えば半分を軽減するとすれば、約700万円あればできるわけです。一般会計からの繰り入れや支払準備基金を財源に、軽減ができないわけがありません。

子どもの均等割負担軽減について伺います。

③として、法定外の繰り入れの増額について伺います。

国保の都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。国保の都道府県化がスタートして2年目、こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか。住民を守る防波堤となるのか。自治体の役割も問われていると思います。

国保の都道府県化のもとでも、法令上、標準保険料率は参考値に過ぎず、自治体に従う義務はないと。国保の都道府県化が実施された後も、地方自治の原則に基づいて、自治体の判断で公費繰り入れができることは、厚労省がたびたび私どもの国会での質問でも答弁されております。一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体でご判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないと、当時厚生労働省の保険局長だった唐沢氏が、2015年4月17日に、このようにお答えされております。

そもそも、地方自治体が条例や予算で、住民の福祉のための施策を行うことを、国が禁止あるいは廃止を強制することは、憲法92条の地方自治法の本旨94条の条例制定権を、これは侵すものです。ですから、各地方自治体の判断によって、一般会計からの法定外繰り入れによる国保税の負担軽減や自治体独自の保険料軽減を維持、拡充することは可能なわけです。

保険料引き下げのための法定外の繰り入れの増額についてのご見解を伺います。

3番目に、幼児教育・保育の無償化の対応についてです。

ご承知のように、10月から実施される幼児教育・保育の無償化は、消費税率10%への増税と同時に行う抱き合わせであり、子育て世代にとっても厳しい消費税増税で国民に5兆円もの負担を押しつけるやり方、これは大きな問題です。それに加えて、保育所では、減免費用の約半分が年収640万円以上の世帯に向けられる仕組みです。

もともと、低所得世帯には、保険料の減免措置が実施されており、所得が低い家庭には無償化の恩恵はなく、消費税増税だけがのしかかります。

また、保育士の配置数や保育室の面積などで、国の基準に満たない多くの認可外施設の利用者も補助の対象となるために、保育の質が保てない施設に国がお墨つきを与えることにもなります。

無償化費用の自治体負担も、民間保育所は国が半分補助するのに、公立保育所は市町村が全額負担する仕組みだとしており、公立保育所の廃止、民営化の動きが加速しかねない、公的保育制度を後退させるものになっております。

国の責任で、保育労働者に直ちに月5万円の賃上げ、認可保育所を30万人分増設し、保育水準を確保しながら、待機児童を解消することと一体に、幼児教育・保育の無償化を進めていくべきです。本来、そうすべきだと思います。

その財源は、消費税ではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求めて、幼児教育・保育の無償

化を進めること。ゼロ歳児から就学前の全ての子どもの給食費も含めた、完全無償化を進めていくべきだと思います。

このようなことを踏まえて、質問をいたします。

(1) 認可外保育施設について3点伺います。

- 1, 認可外保育施設の状況について。
- 2, 認可外保育施設に対する公的給付の対象の設定について。
- 3, 認可外保育施設における子どもの安全、保育の質の確保について伺います。

この認可外保育施設については、常陸太田市認可外保育施設指導監督実施要項がありますので、「児童福祉法」に基づいて、原則として、認定外保育施設指導監督基準を満たすことを求めたいと思っております。ご見解を伺います。

(2) 保育所の副食費について伺います。

この無償化に合わせて、保育所の3歳児以上の副食費、いわゆる給食のおかず代とおやつ代が新たに保護者負担とされました。国は、副食代を1人月4,500円、これを基準額として、各保育所、園がそれぞれ料金設定し、保護者から実費徴収するということになりました。

しかし、認可保育所では、給食の提供が必須義務であり、保育所保育指針の中では、給食は保育の一環として位置づけられております。このことを根拠に、これまで3歳以上児について、主食費を除く副食費は保育の公定価格に含まれてきました。本来なら、主食費も保育の公定価格に含めなければならないところを、逆に、副食費まで保護者からの実費徴収にしてしまうことは、保育に対する公的な責任の後退と言わざるを得ません。このことについて、国は、給食費が保護者負担となっている幼稚園に合わせると、こんな説明をしております。

本来なら、食育給食を公的制度として保障してきた保育所に、幼稚園を合わせるべきところを、逆に、給食の提供が必須義務でない幼稚園に保育所を合わせる。そのことがそもそも間違っています。

したがって、国はこのような決定をしましたが、本市においては、子どもの最善の利益の観点から、保育所における食育の大切さ、公的責任を後退させない立場に立って、国が保護者からの実費徴収とした副食費を市で負担すべきであると、このように考えますが、いかがでしょうか。

①として、副食料費の公費負担について伺います。

(3) 認可保育施設について伺います。

全国的に、認可保育所に子どもが入れない待機児問題が今年も大変深刻です。本市も例外ではありません。無償化で、希望者の増加も想定される中、安心、そして、安全の認可保育所の増設を促進すべきです。保育士が安心して働けるための処遇改善も待ったなしです。子どもが豊かな保育・幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で、無償化も進めることが求められると思っております。

そこで、①として、認可保育施設の整備充実について伺います。

4番目に、LGBTなど性的少数者に対する対応について伺います。

LGBTとは、女性を好きになる女性のレズビアン、L。男性を好きになる男性のゲイ、G。

両性愛のバイセクシュアル， B。心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダー， Tの頭文字をとった総称です。国際的には， S O G I， ソジと言って， L G B Tだけでなく， 異性愛者や心と体の性が一致している人も含めた全ての人の性的嗜好， 性自認に対する差別禁止を求める運動， これが大きく今広がっております。

2016年に， ある民間団体が約9万人を対象に行った調査では， L G B Tを含む性的少数者は5%から8%という結果が出ております。

県の人権擁護委員会などからも， このビラが出ておりますが， そこでは8%というような数値が出ております。ですから， 民間団体が調査したのとほぼ同じ結果が出ているわけです。100人に5人から8人ということです。

性的少数者をめぐっては， 近年， 行政的にも社会的にも大きな進展があります。これは私の例ですけれども， 街頭演説をしていたときに， 若い青年が話しかけてきました。日本共産党はL G B Tについてどう考えていますかと。大変とっさのことでしたので， 私は「尊重し， 差別のない社会を目指します」とだけ話しましたところ， 安心した表情だったことが印象に残っております。

I O Cが， オリンピック憲章に性的嗜好による差別禁止を盛り込むとしたことを受けて， 東京都は性的少数者への理解やヘイトスピーチ規制などを盛り込んだ条例を制定すると発表いたしました。経団連も調査や提言を行うなど， 積極的にこれに取り組み， 経済産業省は多様性を重視した企業表彰にL G B Tの観点を取り入れました。

東京都渋谷区で， 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定し， 同性カップルを結婚に相当する関係と認定する条例が制定され， その後， 同様の動きが拡大して， パートナーシップ宣誓制度がスタートしております。

茨城県は， 今年2月， 男女共同参画推進条例第19条性別による権利侵害の禁止， この3項， 性的嗜好及び性自認を理由とする不当な取り扱いを行ってはならない。第20条情報提供と県はセクシュアルハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的嗜好及び性自認を理由とする不当な差別的取り扱いの解消を図るため， 必要な情報の提供， 啓発及び相談体制の整備を行うものとする， このことを新設しました。

また， 県は条例改正に当たって， 当事者団体からの聞き取りに取り組み， その中でカミングアウトしたら， 面接を打ち切られた。公営住宅への入居を申し込もうとしたら， 同居家族でないため拒否されたなど， 差別的な扱いを受けている声を聞いたそうです。

そして， 県は今年200万円の予算をつけて， 今後こうしたことが起きないように， 事業所人事担当者に向けて， 人権啓発講演会や市町村職員向け人権セミナーなどを行っていく予定となっております。

また， 県は7月1日からご承知のように， パートナーシップ宣誓制度を都道府県で初めて実施し， 提出した宣誓書が認められた受領書を交付されたカップルを家族や親族と同等に扱い， 県営住宅の入居申し込みや県立病院での手術同意書を認めました。こうした県の制度を受けて， すぐに本市を初めとし， 水戸市， 笠間市， 日立市， 守谷市などで， 市営住宅入居申請， 笠間市は市立病院もありますので， 市立病院も含めて認めております。本市では， 7月8日から適用をしてお

ります。

ここで、（１）LGBTなど性的少数者に対する対応について伺います。

①条例制定や本市の対応について。

２、男女共同参画プランの見直しについて伺いたいと思います。

教育現場においては、文部科学省から平成２７年に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知が出されていると思います。

通知には、１、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援。

２、性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティーとされる児童生徒に対する相談体制等の充実を柱に、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を述べております。

さらに、文部省はこの平成２７年度の通達とあわせて、２８年に教職員向けの周知資料を作成し、これを公表しております。私も全部読みましたけれども、非常に先生たちの疑問に的確に答えられている内容となっております。

そこで、３として、教育現場におけるLGBTなどの性的少数者に対する対応について伺います。

以上で１回目の質問といたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えいたします。

新安全協定について、改めて協議をし、６市村の全ての同意がなければ再稼働をしないと明記することについてであります。これまでもご答弁申し上げてまいりましたけれども、原子力所在地の首長懇談会におきまして、６市村は１市村でも反対であれば先には進めないとの考え方を共有をいたしまして、日本原電に対して示してきております。１市村でも了解しなければ再稼働はできないものと認識をしておりますので、改めて明記をする必要はないと考えております。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問のうち、市民アンケートについてのご質問にお答えいたします。

初めに、市民アンケートにつきましては、今期市議会定例会に提出いたしました補正予算案の提案理由でもご説明させていただいたところではございますが、本市が昨年１月に策定いたしました原子力災害広域避難計画の内容を改めて示しながら、計画に基づく広域避難に関する市民の意向を把握し、計画の実効性を高めることを目的として実施するものでございます。

この市民アンケートは、無作為に抽出をいたします市内３，０００世帯にアンケートのほうを送付いたしまして、世帯ごとの避難行動などを把握することとしております。

アンケートの内容につきましては、広域避難計画でお示しをいたしました市の指定する避難所に避難するのか。また、避難の際の移動手段は何を使うのかといった原子力災害発生時における

市民の避難行動の把握を初めといたしまして、広域避難計画の理解度、さらには、広域避難について、市が挙げております課題に対しての考えのほかに、原子力災害時の避難に関する自由記述の欄を設けることによりまして、市民の広域避難に対しての意識や考えなどを広く把握してまいります。

今後のスケジュールでございますが、冒頭で申し上げましたとおり、アンケート実施に必要な予算を今期市議会定例会に補正予算として上程してございますので、議決をいただきました後に、速やかに作業に取り組みまして、本年中には集計を終了させたいと考えております。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 国民健康保険税の軽減について、3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の次年度の保険税率、金額についてでございますが、本市の保険税率につきましては、平成16年度に改正して以来、現行の税率で運用しているところで、1人当たりの課税額は平成29年度では、茨城県内で2番目に低い額となっております。

また、保険税につきましては、被保険者の減少もあり、税収は年々減少し、平成29年度では約10億100万円だったところ、平成30年度では約9億6,800万円となり、約3,300万円の減収となっております。

一方で、1人当たりの医療費につきましては、医療の高度化や高額調剤の承認により、年々増加しており、平成29年度で34万7,418円、平成30年度では36万1,296円と、平成29年度に比べて1万3,878円増加しているところでございます。

このような状況の中、これまでは、基金の活用や一般会計からの繰り入れにより、現行の税率を維持してきたところであり、次年度につきましても、基金の今年度末現在高が約6億円程度見込めますことから、当該基金を活用し、現行の税率で運用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の子どもの均等割負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

子どもの均等割負担軽減を実施することは、子育て支援策としての効果があるという考えもございしますが、対象が国民健康保険加入の子育て世帯のみとなり、国民健康保険以外の方と公平性に欠けること、さらには、軽減をするための財源の問題も生じますことから、子どもの均等割負担軽減につきましては、国や県などの動きを注視しながら、現時点では、国の考えに基づく現行制度で行ってまいりたいと存じます。

続きまして、3点目の法定外繰り入れの増額についてのご質問にお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたが、これまで本市におきましては、被保険者の方々の負担増を回避するため、基金や一般会計からの法定外繰り入れを行うことで収支の均衡を図ってきたところでございます。

しかしながら、一般会計におきましては、合併による国の特例措置の終了や人口減少等による市税の減収などにより、今後ますます財政状況は厳しくなることが予想されます。

そのような中、一般会計からの法定外繰り入れを増やしての、さらなる税負担軽減は難しいも

のと考えているところでございます。

さらに、法定外繰り入れに含まれる保険税負担を軽減するための繰入金につきましては、県国民健康保険運営方針において、解消を削減すべきものとされているところでございます。

以上のことから、今後とも、国民健康保険の運営のため、適正な繰り入れに努めてまいりたいと存じます。

続きまして、幼児教育・保育の無償化について、大きく3点のご質問にお答えいたします。

1点目の認可外保育施設について、認可外保育施設の状況についてのご質問でございます。

認可外保育施設は、保育所と同様の業務を目的とする施設でございますが、国が定める設置基準を満たさず、都道府県知事等の認可を受けていない施設でございます。国や市の補助を受けずに、利用者からの利用料金のみにて運営を行っております。

なお、入所に際しましては、直接の施設申し込みとなるため、入所に係る保育審査基準は適用されないほか、一方で、設置場所等、保護者のニーズに対応しやすいという一面も持っている施設でございます。

市内の設置状況につきましては、現時点で1カ所設置をされておまして、金井町地内において、藤井病院の院内保育施設として運営をされております。

対象児は、病院に勤務をする職員のお子さんに加え、空き状況に応じて、一般のお子さんも預かることとしており、定員は定めておりませんが、現在5名の児童が利用しているところでございます。

ほかに、認可外施設といたしまして、企業主導型保育施設が本年10月に開園を予定してございます。株式会社いばらきのケアにおきまして、寿町地内に、現在整備が進められており、定員は30名、内訳といたしましては、従業員枠が15名、一般の児童を対象とする地域枠は15名となっております。

この企業主導型保育施設は、認可外施設でありながら、公益財団法人児童育成協議会から補助を受け、運営する形態の施設でございます。企業で働く職員の保育支援と地域の待機児童解消を目的に、平成28年度から始まった新しい種類の保育施設でございます。

次に、認可外保育施設に対する公的給付の対象の設定についてのご質問でございます。

認可保育施設の無償化の対象同様、認可外保育施設におきましても、保育にかかる要件にある3歳以上児及び住民非課税世帯の3歳未満児の利用料金について、国の無償化の対象となっております。

次に、認可外保育施設における子どもの安全、保育の質の確保についてのご質問でございますが、認可外保育施設におきましても、認可保育施設同様、子どもの安全並びに保育の質の確保は守られるべき重要事項でございますので、市といたしましては、常陸太田市認可外保育施設指導監督実施要項に基づき、2年に1回、施設の立入調査を実施しておまして、運営状況における指導監督基準に適合しているか否かの確認と、その中で改善事項などがあれば、指示勧告を行うものとしてございます。

2点目の保育所の副食費についての副食材費の公費負担についてのご質問でございます。

10月から実施されます国の幼児教育・保育の無償化におきましては、民間保育施設を利用する3歳児以上の保育料の中に含まれていた給食費の中のおかず代及びおやつ代となる副食費については、利用者負担としてございますので、国が定める副食費の基準額、月額4,500円を当該施設において徴収することとしてございます。

これに対しまして、本市では、これまで子育て世帯における子育て費用の負担軽減として、幼児教育・保育施設における3歳以上児の昼食費については、市の基準額4,200円に2分の1の軽減措置を適用し、月額2,100円の安価な負担で給食を提供してきたところでございます。

今回、無償化の制度改正に伴い、国の制度をそのまま適用しますと、これまでより利用者の食費に対する負担が増加することとなりますので、本年10月からにつきまして、民間保育施設を利用する3歳以上児の食材費への新たな補助事業を実施することにより、利用者の負担はこれまでと同様とするものでございます。

補助の内容につきましては、各民間保育施設において、施設ごとに異なる月額1,000円から1,500円までの主食費であるご飯代と国の基準では月額4,500円と定められた副食費であるおかず代を合わせた全体の食材料費合計額から、従来の給食費負担額2,100円を差し引いた差額分について、補助を行っていくものでございます。

3点目の認可保育施設についての認可保育施設の整備充実についてのご質問でございますが、平成30年度に策定いたしました市保育所等整備計画に基づき、昨年度は民間保育園の誘致、公立認定こども園の改修整備、民間保育施設の定員拡大、公立幼稚園と保育園の統合による認定こども園への移行、家庭的保育園の開設など教育保育事業の整備拡充を進め、待機児童解消を図ってまいりました。今年度以降も、計画に基づき、子どもの人数や保育所等入園希望者数などの推移分析を行い、必要な見直しを行いながら、公立保育園の園舎の老朽化に伴う施設整備についての検討、小規模保育事業の民間整備、幼稚園から認定こども園への移行整備についての検討、民間保育園等の誘致計画、公私連携型保育所の運営移行等について、引き続き、待機児童の解消並びに子育て環境の整備充実を進めてまいります。

次に、LGBTなど性的少数者に対する対応についての条例制定や本市の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、LGBTについてでございますが、LGBTとは、議員ご発言のとおり、レズビアン、女性同性愛者。ゲイ、男性同性愛者。バイセクシュアル、両性愛者。トランスジェンダー、身体的性と性自認が一致していないことに対して違和感を持つ人の頭文字をとった単語で、性的少数者、セクシャルマイノリティーの総称の1つとなっておりまして、さまざまな調査から、人口の約5%から8%が性的少数者との推計が出されているところでございます。

この性的少数者に対します人権尊重としての動向につきましては、茨城県におきまして、昨年11月に新たな総合計画を策定し、各分野における性別、人種、年齢、学歴、価値観、マイノリティーなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取り組みを推進することを盛り込むとともに、今年度の第1回定例議会において、茨城県男女共同参画推進条例に、性的嗜好及び性自認を理由とする不当な差別取り扱いの解消を図ることなどの規定を追加する改正が行われたとこ

ろでございます。

これに基づき、県では、性的マイノリティーへの支援として、7月にいばらきパートナーシップ宣誓制度が創設され、婚姻制度とは全く異なる制度として、双方の共同生活を尊重することと、この制度を活用したカップルに対して県営住宅の入居申請を可能とすることや県立中央病院等の医療機関において、家族、親族と同様に取り扱う対応を進めることとしております。

また、東京都におきましては、来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックに向けた東京都オリンピック憲章にもうたわれているところでございます。

このような中におきまして、本市での条例制定につきましては、茨城県や東京都のいずれにしましても、人権尊重の1つとしての取り組みとしている状況でございますので、本市のこれまで行ってきております人権に係る取り組みにおいて踏まえてまいります。改めての条例制定等は、現時点におきましては、国や県、他市町村の動向を注視することとしてまいりたいと存じます。

また、本市の対応につきましては、県からの依頼を受けて、市営住宅の入居要件として、県制度の受領書、受領カードを適用することとしておりますとともに、窓口等において、LGBTなど性的少数者の方への対応につきましても、人権の尊重に配慮し、不当な差別取り扱いのないよう適切な対応を図ってまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 教育現場におけるLGBTなど性的少数者に対する対応についてお答えいたします。

LGBTなど性的少数者に対する対応については、児童生徒への周知啓発や教職員の正しい理解が必要と考えております。児童生徒については、LGBTなど性的少数者だという理由で、いじめや差別などを不当に受けることがないように、人権教育などを通して多様性を認め合うことができるように、理解啓発を図ってまいりたいと考えております。

一方、教職員においては、教職員一人ひとりがLGBTなど性的少数者についての正しい理解ときめ細やかな対応ができるよう、国や県の資料を活用した研修を各学校において実施していくよう助言、指導してまいります。

また、性同一障害等に係る児童生徒や保護者等から学校に対して相談が寄せられた際には、市教育委員会として、学校における体制整備や支援状況を聞き取り、必要に応じ、医療機関とも相談しつつ、サポートチームを設置等、適切な助言等を行っていく考えでおります。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔武藤範幸企画部長 登壇〕

○武藤範幸企画部長 LGBT関連のご質問の中の男女共同参画プランの見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在の第2次常陸太田市男女共同参画推進計画「ひたちおおた絆プラン」につきましては、平成23年3月に策定し、計画期間を平成23年度から令和2年度の10年間とし、地域社会における男女共同参画社会への取り組みを推進しているところでございます。

来年度が計画期間の最終年度となることから、来年度中に、令和3年度を初年度とした第3次常陸太田市男女共同参画推進計画の策定をすることとしてございます。

なお、LGBTに関する本計画への反映につきましては、県や県内の他市町村の動向にも注視しながら、第3次計画策定の中で検討してまいります。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） それでは、再質問してまいります。

東海第二原発問題について、市長からご答弁をいただきました。この実質的事前了解、このことについて、6市村、1つでも再稼働に反対があれば稼働はできないというようなことをご認識されているということですが、この実質的事前了解と、非常にこれは説明がなければいろいろと解釈の違いも出てくると。私は、ですから、この部分については、きちんと1つでも市村で再稼働を認めないというようなことがあれば、稼働はできないということをはっきりと新安全協定に、これは明記すべきだとこのように思っております。いろんな解釈があってはならないし、それから、その副社長の拒否権などの問題も、先ほど質問の中でありましたけれども、ですから、はっきり明記する。このことを求めたいと思いますけれども、再度市長にお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど来お話を申し上げまして、ご答弁させていただいてますように、1市村でも事前了解が得られなければ、先が進まないということは、東海原発も入れての中での確認事項として確認されておりますので、私は、協定に入れる必要はないとそういうふうに思っております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 当然ながら、これは、原電側もそのように受けとめておられるわけですね。伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど申し上げましたとおり、原電も同席している席上で確認をしあつた事項でございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 次に、高橋水戸市長が、4月に東海第二原発に関して、選挙活動をしていて、肌感覚では、反対派がとても多かった。市民の声を真剣に受けとめると述べて、市民意向を把握するには、客観的な数値が必要と、このことを強調し、数万人規模の住民アンケートなど調査を実施する考えを述べております。

先ほど常陸太田市では、主に今回行われます市民アンケートは、避難計画について、どういう手段で避難するのかとか、そういうようなことで、主に、広域避難計画に対しての質問項目となっておりますけれども、例えば、そこに市長が広く市民の声を聞くということで考えれば、今回のアンケートに、再稼働についてはどう考えるのかと、このことも盛り込んだらどうかと。あるいは、改めてそういう問題も、今後、アンケートとしてやっていくと、このことを要望したいと

思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

**○成井小太郎議長** 市長。

**○大久保太一市長** 再稼働の可否を問うアンケートの実施は考えておりません。理由は、今回のアンケートにつきましては、先ほど部長から答弁を申し上げましたとおり、避難計画の実効性を高めることを目的としているものであります。そして、これまでも、福祉や産業、教育等のそれぞれの分野の20名の市民から、再稼働に関しては意見を聞くということをご説明をしまいましたが、そのことを貫いてまいりたいと思います。

**○成井小太郎議長** 宇野議員。

**○18番（宇野隆子議員）** 広く市民の声を聞くと、このことは、これまで毎回のように、この東海第二原発の問題を取り上げておりますが、市長から伺ってまいりましたけれども、20名の市民の皆さんの懇談会と言いますか、できておりますけれども、20名ですから、ここは、それで、私も尊重しますけれども、やはり広く市民の皆さんの意見を伺うと、そういう意味では、今後、こうした再稼働の可否について伺っていくことも、私は大変重要なことだと、市長の判断の上で思うわけですが、ぜひこういうこともやってほしいと、このことを強く求めながら、次に移りたいと思います。

国保税の軽減についてです。

先ほども言いましたけれども、昨年から国保運営が県に変わったことで、国や県の方針で考えざるを得ず、市町村が非常に矛盾を抱えていると、このように言われております。私は、原則として、国保税というのは応能負担、いわゆる所得割が中心になることだと思いますけれども、そういう意味では、ほかの健康保険にない均等割、特に子どもの均等割、これはもう人頭割でしょう。おかしいと、これは。それで、全国知事会なんかでも、こういうことはなくすべきだと声が上がっておりますけれども、先ほどの部長答弁では、この公平性に欠けるからやらないと。ですが、こういうふうな不公平な子どもの均等割を乗せているのは、国保税だけなんですよね。ですから、今の答弁は当たらないと思うんです。こうした均等割、特に、子育て世代に非常に負担が重くなる。子どもが増えれば増えるほど、1人当たり1万7,000円がプラスされていくわけですから、こういう部分では、公平性に欠けるというようなことではなくて、きちんとその負担軽減で、均等割を減免していくと。

そして、先ほども、部長からもお話がありましたけれども、その支払準備基金、30年度の決算で見ますと、6億4,000万円ほどになります。ですから、十分に、半分、子どもの均等割なくしても、700万円あればできるわけですね。全額免除にすれば、1,400万円。十分できるのではないかと思いますけれども、この点について再度ご答弁をお願いします。

**○成井小太郎議長** 保健福祉部長。

**○岡部光洋保健福祉部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの均等割について、公平性に欠けることはないのではないかとということをございますけれども、こちらにつきまして申し上げておりますのは、全体的な中を見ながら、その部分だけ軽減を図っていくというような部分について、公平性に欠けてしまうということをございます。

います。

したがいまして、こちらの均等割につきましては、国のほうの現行制度でございますので、こちらを現時点では用いながら実施をしまいたいということでございます。

なお、均等割、子どもの均等割等の対応につきましては、国や県などの動きですね。こちらのほうも注視して見てまいりたいということでございます。

それから、支払準備基金の残高を充当してはということでございますけれども、支払準備基金の充当につきましては、来年度のみではなく、その後の分も見込んだ中で、どういうふうに運用していくかということも考えなければならないと考えておりますので、こちらのほうにつきましては、長期的な運用の中で行ってまいりたいことを念頭に、運用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○成井小太郎議長** 宇野議員。

**○18番（宇野隆子議員）** 誰もが認めている高過ぎる国保税、払いきれないと。今後もこの引き下げを求めて質問はしていきたいと思えます。

次に、3項目めの幼児教育・保育の無償化の対応についてですけれども、木崎、それから、宮ノ脇保育園、これ見ますと、30年度、木崎は定員数が60ということですが、84名と、大体140%となっています。弾力的運用で、120%までは認めましょうというようなことになっておりますけれども、それでも、はるかに24名もオーバーしたと。先生方は狭い園室、園庭、そういう中で工夫を凝らしながら保育を行っておりますけれども、今後こうした問題、それから、待機児童解消、そういうことで、宮ノ脇保育園、木崎保育園、この問題の計画も上っておりますけれども、今後どのように考えておられるのか。こうした問題について伺いたいと思えます。

**○成井小太郎議長** 保健福祉部長。

**○岡部光洋保健福祉部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

木崎、宮ノ脇保育園の施設整備の件でございますけれども、こちらにつきましては、2園とも老朽化が進んでいる状況でありまして、施設整備のほうは必要と考えてございますが、毎年度の就学前の児童数、それから、その中で、入園を希望される方の推移、こちらを随時、分析しながら、整備を進めていく必要があると考えております。

また、民間保育園等、こちらの整備状況も加味しながら、全体的な中で、保育需要がどのくらい必要なかというものを見定めながら整備を進めていく必要があると考えておりますので、今の段階では、議員ご発言の木崎、宮ノ脇保育園につきましては、整備の検討をしまいたいということだけで、とどめさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

**○成井小太郎議長** 宇野議員。

**○18番（宇野隆子議員）** それでは、4項目め、LGBTなどの性的少数者に対する対応についてということですが、教育長を初め、担当部におきまして、丁寧にご答弁をいただきま

した。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番(宇野隆子議員) これから、そういう性的同一障害、LGBT、こうした方々が安心して普通に暮らせる、こういったもとでは、人権尊重を初め、太田で言えば、市民、また学校においても、子どもたちも含めての理解等が大変必要になってくると思います。ぜひ、そういう面では、丁寧に進めていっていただきたいと、このように思っております。

最後に、少しだけ時間がありますので、あと何十秒かですね。

〔「終了」と呼ぶ者あり〕

○18番(宇野隆子議員) 今回決算もありますけれども、今後、消費税増税がされればですね。

○成井小太郎議長 もう時間は終了しました。

○18番(宇野隆子議員) はい。厳しい生活が強いられてくると思いますので、市政においても、市民が……。

---

○成井小太郎議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分散会